

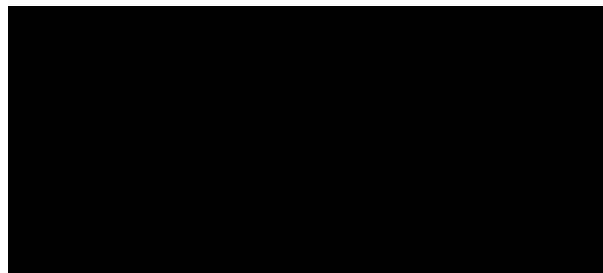
申請枠区分

通常枠

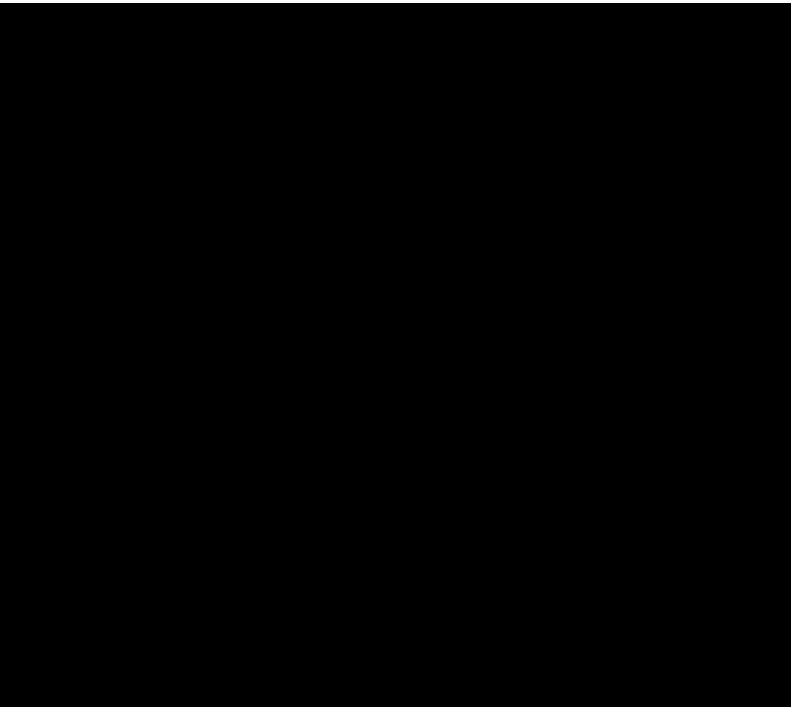
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人 碧いびわ湖

団体代表者 役職・氏名

代表理事 村上 悟

分類

法人番号

2160005007361

団体コード

申請団体の住所

滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 3 番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人碧いびわ湖		
郵便番号	521-1311		
都道府県	滋賀県		
市区町村	近江八幡市安土町豊浦		
番地等	3番地		
電話番号	0748-46-4551		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.aoibiwako.org	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/aoibiwako	
		https://www.instagram.com/aoibiwako/	
設立年月日	2009/06/19		
法人格取得年月日	2009/06/19		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ムラカミサトル
	氏名	村上悟
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	13
団体正会員 [団体数]	4
団体その他会員 [団体数]	9
個人会員・ボランティア数	118
ボランティア人数(前年度実績) [人]	5
個人正会員 [人]	78
個人その他会員 [人]	35

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	1件
申請前年度の助成総額 [円]	35,100,900
助成した事業の実績内容	休眠預金活用事業2022年度通常粋草の根支援「あらゆる子どもの育ちを保障する地域総動」（公益財団東近江三方よし基金とのコンソーシアム）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	同上

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/31 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	不登校で孤立する家庭への「支援の空白地帯」を埋める相互扶助の地域をつくる
	団体名	特定非営利活動法人 碧いびわ湖

	助成金
事業費	94,114,000
実行団体への助成	80,000,000
管理的経費	14,114,000
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	8,704,000
資金分配団体用	4,704,000
実行団体用	4,000,000
合計	126,818,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	54,798,000	24,758,000	14,558,000	94,114,000
実行団体への助成	0	50,000,000	20,000,000	10,000,000	80,000,000
-					
管理的経費	0	4,798,000	4,758,000	4,558,000	14,114,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,974,000	4,974,000	4,974,000	14,922,000
その他経費	0	3,026,000	3,026,000	3,026,000	9,078,000

3. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,068,000	2,568,000	2,068,000	8,704,000
資金分配団体用	0	1,568,000	1,568,000	1,568,000	4,704,000
実行団体用	0	2,500,000	1,000,000	500,000	4,000,000

4. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	66,866,000	35,326,000	24,626,000	126,818,000

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】 ※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	不登校で孤立する家庭への「支援の空白地帯」を埋める相互扶助の地域をつくる		
	事業名(副)	あたたかい人々の応援で、子どもの学びと保護者の平穏を取り戻す		
	団体名	特定非営利活動法人 碧いびわ湖	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	近畿ブロック(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_3.すべての人に健康と福祉を	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	子どもと保護者の孤立・疲弊を防ぎ、伴走者の支援により心の安定や家庭関係の回復を図る取組は、精神的健康の維持・向上に寄与する
_4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	不登校の児童生徒が学びや成長の機会を失っている現状に対し、子どもの育ちや学びの場の獲得を応援することは、教育の機会均等の推進に合致する
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	不登校の児童生徒の地域社会との接続を促すことで、その子の社会的自立を援助し、地域の中で多様な人々が役割をもって参加できる地域社会づくりに寄与する

11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	草の根の相互扶助を醸成し、地域住民が支え合うネットワークを形成する取組は、誰も取り残さない地域づくりに直結する
------------------	--	---

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的 この法人は、びわ湖のせっけん運動を受け継ぎ、人びとが力をあわせ、「安心を実感できる暮らし」と「持続可能な社会」、「命あふれる琵琶湖」を取り戻し、子どもの未来へ手渡すことを目的とする。（定款第3条）	98/200字
(2)団体の概要・活動・業務 1977年に始まった草の根活動「琵琶湖のせっけん運動」を現在に引き継ぐ市民組織（NPO）。2009年に現NPO法人が前身団体から全事業を継承したのを機に、子育て世代の仲間づくりに力点を置き、環境活動に加えて子どもの育ちと学びの環境づくりにも取り組んできた。滋賀県内に仲間のネットワークを形成し、2022年度休眠預金活用事業「あらゆる子どもの育ちを保障する地域総動」において資金分配団体を務めている。	199/200字

資金提供契約締結日と事業開始日が異なります。原則として日付を一致させてください。

Ⅱ.事業概要				国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/31	(終了)	2029/3/31	対象地域	滋賀県域	<p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p> <p>なし</p>
直接的対象グループ	滋賀県内で、不登校または不登校傾向にある子ども（小学生～高校生）とその保護者				(人数)	<p>子ども：600名（50名×3年×4地域） 保護者：600名（50名×3年×4地域）</p>	
最終受益者	<p>中間受益者：子どもと保護者に伴走する地域住民、子どもに関わる学校教員・公的な支援機関の職員、フリースクールや親の会等の民間活動団体</p> <p>最終受益者：滋賀県内の不登校または不登校傾向の子ども（小学校～高校生）とその保護者</p>				(人数)	<p>中間受益者：伴走する地域住民 200人、学校教員と支援機関の職員600人（子ども1人に対し教員もしくは支援機関の職員1名を想定）、フリースクール等の民間活動団体 約80団体</p> <p>最終受益者：滋賀県内の不登校の児童生徒 約5千人、不登校傾向の児童生徒 約1.5万人（日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査」(2018)のデータを基に約3倍と推定）、上記児童生徒の保護者 約4万人（児童生徒の両親を想定）</p>	
事業概要	<p>滋賀県内の不登校の子どもは約5千人で、増加傾向が続いている。校内教育支援センターの設置なども進みつつあるが、学校の指導では登校できない子どもが約7割、専門的な相談や支援を受けていない子どもが約4割（約2千人）存在し、支援の空白地帯で子どもと保護者が孤立している。そこで「不登校の子どもと保護者に伴走する地域住民のネットワークが形成され、子どもも保護者も気軽に相談ができ、学びと平穏が回復されている」状態を目標に、地域に暮らす当事者や元当事者、フリースクールや子ども食堂などの活動者と協働で伴走者ネットワークを形成する。NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡の「静岡方式」をモデルに、定期的な視察・研修を行い、当事者の多様な背景やニーズに応じてアウトリーチと伴走を実践する。個々のニーズに応じて新たな伴走者を掘り起こし、ネットワークを拡充して空白地帯を埋めていく。その結果、子どもは地域の中で、好きや得意（ストレングス）に合った活動で育ちと学びの機会を取り戻せる（学校への復帰も含む）。保護者も不安が軽減され、子どもとの関係が回復し、生活の安定にもつながる。事業で得た成果と知見を、学術経験者の協力を得て定期的に可視化し、公共政策化や民間公益資金の活用を目指す。本事業は、不登校という社会現象を起点に、弱体化した地域の相互扶助を再興するもので、引きこもりや孤立防止などの社会課題解決にも資する。</p>						

597/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	999/1000字
<p>滋賀県内の不登校の児童生徒数は5,375人にのぼり、依然として増加傾向にある。そのうち、学校による指導で登校できた児童生徒の割合は30.7%にとどまり、残る約7割は不登校が続いている。また、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒は1,997人（37.1%）に上り、全体の約4割を占める（「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」文部科学省・滋賀県）。福祉制度に基づく支援も行われているが、その対象は児童虐待や生活困窮などに限られており、不登校家庭のごく一部にしか届いていない。総じて、子どもが不登校になった家庭に対する公的な支援は十分に行き届いておらず、多くの家庭が「支援の空白地帯」で孤立している。</p> <p>本団体による当事者（保護者）へのヒアリング調査によれば、不登校の子どものいる家庭で保護者が適切な助言や支援を受けられず、精神的な不安の高まりから子どもと衝突して親子関係がこじれる事例が少なくない。その結果、子どもが家庭に引きこもり、義務教育終了後にもその影響が長引くケースも生じている。さらに、子どもの不登校をきっかけに保護者が休職や離職するケースが約2割に上るといふ民間調査結果もあり、家庭の経済的困窮に波及するリスクもある。</p> <p>一方、地域では相互扶助が弱体化し、家庭と学校の他に助けを求める先がない家庭が増えている。そのような中でも、子育てサークル、野外教育活動、無認可保育施設、民営学童保育所、障がいをもつ子どもの親の会、生協の組合員活動など、ピアサポートや地域の住民有志による活動に関わる保護者は、地域の居場所やフリースクールとつながったり、仲間同士で親の会を立ち上げるなど、相互扶助を実践できている。オンラインサロンで親の会を運営している事例もある。</p> <p>こうした当事者・元当事者の中には、不登校の子どものいる家庭を支援する意思と経験知を持つ人々も少なくない。しかし、学校教員や公的支援機関の職員は、個人情報保護などのリスクへの懸念から民間との連携を避ける傾向にあり、地域の人々の力が十分に生かされていないのが現状である。</p> <p>年単位で進む公的支援の整備を待つ間にも、家庭の孤立は深まり、子どものかけがえのない一日一日は失われていく。地域に暮らす住民の力を活かし、草の根の活動を形成して支援の空白地帯を埋めることは、いま、喫緊の課題である。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	179/200字
<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門支援員の配置や、各市町の教育支援センターおよび校内教育支援センターの設置が進みつつあるが、約7割が再登校できておらず、約4割が専門的な支援につながっていない。福祉制度での支援もあるが、児童虐待や生活困窮などの重篤なケースに限られており、総じて不登校の子どもと保護者への支援が行き届いていない状況がある。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
<p>2022年度通常枠「あらゆる子どもの育ちを保障する地域総動」において、県内6地域でフリースクール等（FS）の基盤整備や、FSを拠点とした地域内の支援体制づくりに取り組んできた。しかし、不登校の児童生徒は増加し続けており、FSにすらすらつなげられない家庭も少なくない。農山村地域の公共交通の乏しさ故に通所も容易でなく、拠点型の支援体制だけでは子どもと保護者のニーズを十分に満たせないことが明らかになってきた。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
<p>本事業では、NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡が実績と経験を有する、地域住民による相互扶助の仕組み（いわゆる「静岡方式」）をモデルとして、地域住民による不登校家庭の伴走支援の社会実装に取り組む。社会実験の要素を有しており、成果と知見の可視化を通じて、公共政策化や民間公益資金活用、さらには他地域への展開を図れる。また相互扶助の活性化により、引きこもりや孤立等の地域課題への寄与も期待できる。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
 不登校の子どもとその保護者に伴走する地域住民のネットワークが形成され、子どもも保護者も、家庭や学校以外に気軽に助けを求められる人がいる状態となっている。
 子どもは、家庭に引きこもることなく、個々の「好きや得意（ストレングス）」に合った活動の場を地域の中で得ており、将来への不安が軽減され、健やかに生活し、育ち学んでいる（学校への復帰も含む）。保護者も、協力者を得て不安が和らぎ、子どもとの関係も改善している。休職や離職も回避でき、家庭生活が安定している。
 さらに、不登校家庭の支援活動を通じて地域の相互扶助が活性化し、子どもの就労支援や、引きこもり・孤立などの課題にも、地域で助け合える関係性が形成されている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配00字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
伴走者の存在により子どもと保護者の不安が軽減し、親子関係が改善している 子どもは育ちと学びの機会が得られ、元気と自信を取り戻している 保護者も不安が軽減して、生活が安定するようになっている		[1-1] 伴走者による支援を受けている家庭の数 [1-2] 支援対象の子どものうち、元気や自信を取り戻しつつある子どもの割合 [1-3] 支援対象の保護者のうち、不安の軽減を実感している保護者の割合		[1-1] 伴走者による支援を受けている家庭はない [1-2] 子どもはまだ伴走者につなげていない [1-3] 保護者はまだ伴走者につなげていない			[1-1] 全県で600世帯（50世帯×3年×4地域）が伴走者による支援を受けている [1-2] 支援対象の子どものうち、80%以上が元気と自信を取り戻しつつある [1-3] 支援対象のうち、70%の保護者が不安の軽減を実感している
伴走者となった住民が自らの力を実感して主体的に活動に参加している 新たなボランティア参加の呼びかけも行われ、地域での相互扶助が芽生えている 就労体験の機会提供など、事業者による協力も得られはじめている		[2-1] 伴走ボランティアのうち、地域での助け合いの効果や意義を実感している人の割合 [2-2] 伴走ボランティアのうち、新たなボランティアの参加呼びかけをする意志のある人の割合 [2-3] ネットワークを通じて活動に協力・参加した民間事業者の数		[2-1] 伴走ボランティアはまだ活動を開始していない [2-2] 伴走ボランティアはまだ活動を開始していない [2-3] 活動に協力・参加している民間事業者はまだいない			[2-1] 伴走ボランティアのうち、80%が地域での助け合いの効果や意義を実感している [2-2] 伴走ボランティアのうち、70%が新たなボランティアの参加呼びかけをする意思を持っている [2-3] 20事業者（5事業者×4地域）がネットワークを通じて活動に協力・参加している
伴走者ネットワークによる応援が、不登校の子どもがいる家庭の孤立を防ぎ、力づけていることが、公的な教育・福祉機関の従事者や、民間の公益資金提供者に認知され始めている		[3-1] 伴走者ネットワークの意義を認知している県内の学校教員および福祉機関従事者の数 [3-2] 個人としてネットワークに参加している県内の学校教員および福祉機関従事者の数		[3-1] 伴走者ネットワークの意義を認知している県内の学校教員および福祉機関従事者はまだいない [3-2] 個人としてネットワークに参加している学校教員および福祉機関従事者はまだいない			[3-1] 県内の学校教員および福祉機関従事者のうち50人以上が、伴走者ネットワークの意義を認知している [3-2] 20人以上（5人×4地域）の学校教員および福祉機関従事者が、個人として伴走者ネットワークに参加している

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金00字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
県内4地域で伴走者ネットワークが構築され、不登校の子どもと保護者に伴走する体制が整備できている 地域では多様な人々が参加して相互扶助の関係が生まれ、事業終了後もネットワークが自走して活動を継続できる状態になっている また、実行団体および資金分配団体が安定的に活動を継続・発展できる基盤が整備できている		[1-1] 伴走者ネットワークが形成された地域の数とネットワークの規模 [1-2] 事業終了後もネットワークが自走して継続できる状態になっている地域の数 [1-3] 実行団体のうち、事業を継続・発展させる組織基盤整備ができた団体数 [1-4] 資金分配団体における、活動の持続・発展のための基盤整備の状況		[1-1] 伴走者ネットワークはまだ形成されていない [1-2] 伴走者ネットワークはまだ形成されていない [1-3] 実行団体における組織基盤整備はまだ実施されていない [1-4] 資金分配団体の基盤整備はまだ実施されていない			[1-1] 県内で200人以上（50人×4地域）の伴走者ネットワークが形成されている [1-2] 4地域すべてで、ネットワークが自走し継続的に活動できる状態になっている [1-3] 4つの実行団体すべてで、活動を継続・発展できる組織基盤整備が完了している [1-4] 資金分配団体において、活動を継続・発展させるための基盤整備が完了している
近隣の住民や事業者が、伴走者ネットワークの活動内容や意義を理解し、協力・参加している		[2-1] 伴走者ネットワークに関する学習会等の集会への参加者数 [2-2] 学習会等の参加者のうち、活動への参加意思を有する人の割合		[2-1] 伴走者ネットワークに関する学習会等はまだ開催されていない [2-2] 伴走者ネットワークに関する学習会等はまだ開催されていない			[2-1] 200人以上が、伴走者ネットワークに関する学習会等に参加している [2-2] 学習会等への参加者のうち、50%以上が活動への参加の意思を有している
実行団体および資金分配団体が、それぞれ教育委員会や行政機関の関係者、議員などと対話・連携できている 事業を通じて明らかになった当事者の課題や、課題解決に向けた知見が整理・可視化されて関係者に共有されている これらの知見が、公的施策の検討や実践に活かされ始めている		[3-1] 行政機関や議員などとの対話・連携を行っている実行団体の数 [3-2] 資金分配団体における行政機関や議員などとの対話・連携の進捗状況 [3-3] 実行団体および資金分配団体によって整理・可視化された知見の共有・活用状況		[3-1] 実行団体による行政機関や議員などとの対話・連携はまだ行われていない [3-2] 資金分配団体による行政機関や議員などとの対話・連携はまだ行われていない [3-3] 事業を通じた知見の整理・可視化ははまだ行われていない			[3-1] 4つの実行団体すべてが、行政機関や議員などとの対話・連携を行っている [3-2] 資金分配団体が、行政機関や議員などと日常的に対話・連携を行っている [3-3] 実行団体および資金分配団体により整理・可視化された知見が、公的施策の検討や実践に活かされている

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
[1-1] 不登校の子どもと保護者をチームでサポートできる伴走者ネットワークを、親の会、子ども食堂、フリースクール等の活動者に呼びかけ、形成する 実行団体のメンバーが地域の活動者を訪問し、支援の空白地帯の存在や課題の切迫性について認識を共有する。団体の垣根を越えて、個人同士として伴走者ネットワークを形成し、地域全体の共通資産として育成していくことを呼びかける。	初年度から全事業期間	180/200字
[1-2] 不登校初期に生じる保護者の困りごとに対し、伴走者（近隣住民）がサポートし、家庭内の事態の深刻化を回避する 子どもが不登校になった際に保護者に生じる困惑や不安に対し、親の会やフリースクール等で活動する当事者・元当事者の経験知を活用し、オンライン（ウェブ・SNS）および対面（リアル）で、タイムリーな情報提供、気軽な相談、気晴らしのためのおしゃべり会などを行い、保護者の不安の軽減をはかる。	初年度から全事業期間	199/200字
[1-3] 家庭に引きこもった状態の子どもを、家庭や学校以外の人や場につなぎ、活動や学びの機会を創出する。発達段階に応じて、職場体験や進学相談など、就労や社会的自立につながる伴走支援も行う。 ゲームやスマートフォンの影響も大きく、不登校の子どもは屋外に出る機会を失いやすい。近隣住民の力を借り、本人の好きや得意を入口に、体を動かす、自然に親しむ、他者の役に立つ経験をするなど、社会との接点を広げる。	初年度から全事業期間	198/200字

<p>[2-1] 孤立している子どもや保護者に届くオンライン上での情報発信 不登校の子どもがいる家庭と出会い、つながるきっかけをつくるために、ウェブサイトやSNSなどを活用し、積極的にオンラインでの情報発信を行う。情報提供の内容や方法は、当事者・元当事者の経験談に基づき、当事者ニーズに沿って行う。当事者・元当事者がオンラインサロン等を活用して日常的に交流し、情報交換を行っている先行事例の知見も活用する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>199/200字</p>
<p>[2-2] オンラインや対面での出会いの機会（親の会やセミナー等）の創出（アウトリーチ） 不登校の子どもがいる家庭と出会い、つながるきっかけをつくる。多様な生活スタイルに合わせて、開催形式や曜日・時間帯を工夫する。地域における不登校の子どもの存在は、登校グループなどを通じて把握されている。家庭への有効なアプローチ方法を、当事者・元当事者のチームで検討・開発し、近隣住民の協力を得て実施する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>196/200字</p>
<p>[2-3] 保護者が参加できるオンライン・コミュニケーションツールの運用 不登校の子どもをもつ保護者が、当事者・元当事者も交えて、オンライン上で気軽に情報収集・情報交換・相談ができる場（チャット等）を提供する</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>103/200字</p>
<p>[3-1] ガバナンスや事務体制等の組織基盤整備 組織運営体制と事務処理能力を整え、事業継続のための組織基盤を確立し、ガバナンスを向上させる。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>70/200字</p>
<p>[3-2] 活動のための備品や場の整備 伴走者ネットワークの形成、保護者への情報発信や伴走支援、子どもの体験機会や居場所の創出などに必要な備品や場を整備する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>78/200字</p>
<p>[3-3] 出口戦略の立案と実施（公的施策化、民間公益資金調達） 孤立した不登校家庭への支援は、本来、公的制度において担われるべき領域であるが、その検討や整備には時間を要する。そのため、地域住民による伴走支援を通じて困難の軽減を図るとともに、本事業で得られた成果や効果を検証し、公的政策化や民間公益資金の活用へとつなげるための戦略を立案し、実施する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>174/200字</p>
<p>[4-1] 子どもと保護者への伴走を通じて、伴走者から近隣住民にネットワークへの参加を呼びかける（拡充） 孤立した不登校の家庭への支援において、伴走者は、当事者である子どもや保護者のニーズに応じて、家庭や学校以外の人・場につなぐ役割を担う。その際、当事者のニーズに合致しそうな近隣住民に応援を呼びかけ、ネットワークへの参加登録も促す。登録者は、伴走者間のコミュニケーションツールに参加する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>194/200字</p>
<p>[4-2] 伴走者の交流会を定期的に開催する 伴走者が定期的集まり、経験や実践を共有する。活動の価値やノウハウを学び合い、懇親を深めることでネットワークをしなやかに豊かにしていく。また、当事者にも参加を呼びかけ、当事者・元当事者が伴走者へと移行することも促す。回を重ねることで、相互扶助の地域づくりが進展する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>155/200字</p>
<p>[5-1] 地域の住民や関係者に、印刷物やSNS等で活動を周知する 本事業や伴走者ネットワークを紹介するためのツール（印刷物等）を制作し、伴走者が日常的に持ち歩いて、活動の現場で出会う当事者や近隣住民、学校教員、福祉従事者、民間事業者などに配布する。また、SNSも活用し、活動を継続的に発信して、参加や協力の裾野を広げる。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>161/200字</p>
<p>[5-2] 地域での報告会やシンポジウム等を開催し、当事者の課題や活動の意義を発信する 事前のヒアリング調査では、住民が対人支援を担うことへのハードルの高さや、専門性への疑問視などが寄せられた。一方、モデルとする静岡方式では、住民だからこそできる支援があり、実効性の高い成果を上げている。報告会やシンポジウム等を開催し、住民の相互扶助による伴走支援の有効性を、近隣住民や関係者に広く伝える。</p>	<p>初年度終了後～事業終了まで</p>	<p>194/200字</p>
<p>[5-3] 近隣事業者に対して、就労体験等の協力を要請する 不登校の子どもの中には、すでに義務教育期間を終え、高校生以上の年代となり、社会的自立の一環として就労体験や就労支援が求められるケースもある。モデルとする静岡方式を参考に、伴走者が当事者のニーズに応じて近隣事業者に協力を呼びかけ、就労体験の機会創出などを通じて当事者の社会的自立を支援する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>173/200字</p>
<p>[6-1] 伴走者が活動を通じて出会う学校教員や福祉機関従事者との対話と連携を通じ、当活動の認知向上と信頼構築を進める モデルとする静岡方式においても、子どものいる家庭の伴走支援において、伴走者が在籍校の教員やスクールソーシャルワーカーなどと接点を持つ機会がある。そうした関係性を通じて住民による伴走支援の存在が知られ、有効性が認められることで、信頼と協働が生まれている。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>185/200字</p>

<p>[6-2] 信頼関係を築いた学校教員や福祉機関従事者に対して、伴走者ネットワークへの個人としての参加を呼びかけるモデルとする静岡方式では、住民による伴走支援の現場を共にした学校教員、福祉機関従事者、弁護士等が個人としてボランティアに登録し、ネットワークの中で日常的な情報交換や協力体制を築いている。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>149/200字</p>
<p>[6-3] 学校教員や福祉機関従事者に、住民による伴走支援の価値を伝える現場を共にすることが難しい教員や福祉機関従事者にも活動の存在や価値を認知してもらえるよう、住民による伴走支援の活動の物語を、伝わりやすい形で可視化したり、語ったりして認識変容を促す。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>127/200字</p>

<p>(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援</p>	<p>時期</p>	
<p>[1-1] 実行団体の活動への助言とハンズオン支援 伴走者による当事者への支援の実施にあたっては、モデル（静岡方式）をもとに、基本的な実施プロセスを資金分配団体から実行団体に提示する。一方で、現場での実践には臨機応変な試行錯誤が不可欠であるため、実践過程を共に検討しながらハンズオンで支援を行う。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>148/200字</p>
<p>[1-2] NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡に学ぶ研修や現地見学の開催 本事業における地域住民による伴走支援（相互扶助の地域づくり）は、静岡方式をモデルとする。そのため、実行団体に対して、静岡での現地見学研修を実施するほか、継続的に静岡から講師を招き、現場確認を踏まえた研修や助言を行う。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>148/200字</p>
<p>[1-3] 実行団体間の交流会や学習会の開催 4つの実行団体が、いずれも静岡方式をモデルに不登校の家庭への伴走支援を行うが、団体や地域の特性により、活動の展開には差異が生じることが予測される。定期的に交流会や学習会を開催し、実践や経験知を共有し学び合いを重ねることで、現場レベルでの伴走支援のノウハウやスキルを深化させ、共有し、活動の質の向上をはかる。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>175/200字</p>
<p>[2-1] 実行団体の情報発信の支援 子どもの不登校に困惑し、家庭や学校以外の地域のつながりが希薄な家庭に必要な情報を届けるための情報発信について、実行団体の状況に応じて支援を行う。当事者の立場に立ち、どのような形式やチャンネルで情報を届けるか、当事者がどのような情報を求めているかを実行団体とともに検討し、技術的な助言や実務的なサポートを行う。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>172/200字</p>
<p>[2-2] 実行団体と不登校家庭との出会いの機会づくりのサポート 不登校で困惑する家庭と出会うための場や機会を、実行団体が地域の多様な主体と連携・協力しながら、適切な形式やタイミングで創出できるように、実行団体をハンズオンで支援する。また、対面での開催であっても、告知や参加促進にはオンラインでの情報発信が不可欠であるため、その面でも技術的・実務的に支援する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>180/200字</p>
<p>[2-3] 保護者が参加できるオンライン・コミュニケーションツールの運用支援 実行団体が、不登校の子どもをもつ保護者に対して、オンライン上で気軽に情報収集・情報交換・相談ができる場（チャット等）を提供できるよう、各実行団体のデジタルスキルの状況も踏まえ、必要に応じて運用面での支援を行う。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>143/200字</p>
<p>[3-1] 実行団体の組織基盤整備と出口戦略の支援 各実行団体の状況に応じて、休眠預金を適切に活用し、本事業を効果的に実施できるよう、必要なガバナンス体制、事業実施体制の整備について支援する。また、本事業終了後を見据え、実行団体が地域の行政機関における公共政策化や民間公益資金の活用等が実現できるよう、成果の可視化や関係者との対話・合意形成を支援する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>176/200字</p>
<p>[3-2] 資金分配団体の出口戦略の立案と実施（公共政策化、民間公益資金調達等） 現在は空白となっている不登校家庭への支援施策として、本事業が公共政策や民間公益事業として継続的に位置づけられることを目指し、初年度から取り組みを進める。実行団体が各地域で行った支援の成果と、資金分配団体による県域でのハンズオン支援を含む実施体制の意義を可視化し、関係機関との対話と合意形成を重ねる。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>189/200字</p>
<p>[4-1] 伴走者ボランティアの登録システムおよびボランティア保険の整備と運用 4つの実行団体が、県域で共通の登録システムを活用して伴走者ネットワークの形成を進められるよう、登録システムを構築する。また、活動時のリスク管理としてボランティア保険に加入し、その運用方法を実行団体間で共有化する。</p>	<p>初年度に実施</p>	<p>146/200字</p>

<p>[4-2] 伴走者間のコミュニケーションツールの整備 資金分配団体と4つの実行団体に加え、各地域の親の会、子ども食堂、フリースクール等、不登校の子ども・保護者の支援に協力する団体の垣根を超えた伴走者（個人）のネットワークを、地域全体の共通資産として整備する。そのため、伴走者同士がつながり、適宜コミュニケーションが図れるようにチャットやオンライン会議室等のツールを整備する。</p>	<p>初年度に実施</p>	<p>186/200字</p>
<p>[5-1] 実行団体が行う地域の住民や関係者に向けた情報発信への助言と支援 各実行団体が地域で実施する不登校の家庭への伴走支援に際して、伴走の過程で出会う地域住民や関係者に対し、本事業の趣旨や取り組み内容を適切に伝え、理解と信頼を得られるよう、ウェブサイトやSNS、印刷物を含む情報発信ツールの整備・活用について助言・支援を行う。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>164/200字</p>
<p>[5-2] 資金分配団体としてのウェブサイトやSNS、音声配信等での情報発信 4つの実行団体が地域で草の根の活動を行うのに合わせ、県域における当事者ニーズに沿った情報発信をウェブサイトやSNS、音声配信等で行う。各地域での伴走者の現場での活動状況を可能な限り把握しながら、現場と相互作用する情報発信を工夫する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>154/200字</p>
<p>[5-3] 公開学習会やシンポジウム等を開催して社会課題や活動成果を発信する 4つの実行団体が各地で行う活動の成果や課題を整理・可視化し、県域での共有を進めるため、関係者を広く招いて公開学習会やシンポジウム等を開催する。これにより、不登校支援をめぐる社会課題や実践知を社会に発信し、理解と参加・協力を促進する。</p>	<p>初年度終了後～事業終了まで</p>	<p>154/200字</p>
<p>[5-4] マスコミへのプレスリリース 活動を通じて把握した地域の現状や活動成果を広く地域社会に伝えるために、新聞・テレビ・ウェブメディア等への掲載を念頭に、活動のニュースや成果などを適宜、プレスリリースする。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>104/200字</p>
<p>[6-1] 実行団体が行う学校教員や福祉機関従事者との対話への助言・同行支援 実行団体が行う活動現場で出会う学校教員や福祉機関従事者に対し、本事業の趣旨や意義を伝え、理解と信頼を築けるように支援する。必要に応じて対話の方法や印刷物の作成などについて助言を行うほか、現場の状況を把握し、必要に応じて同行して対話を支援する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>159/200字</p>
<p>[6-2] 県行政、公的機関、専門家等との対話・連携 滋賀県フリースクール等連絡協議会等とも連携し、県行政、公的機関、専門家等との対話・連携を進める。不登校問題に関わる多様なステークホルダー間で情報共有を図り、相互理解と信頼の構築を推進する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>120/200字</p>
<p>[7-1] 学術経験者の協力を得て、社会的課題と活動成果に加え、成功例・失敗例から得られた知見を研究・整理し、可視化する 本事業における経過（プロセス）や活動の成果・課題を、学術経験者の支援を得て、適切な方法で記録・整理・分析し、可視化を図る。公共政策化や民間公益資金調達に資する、質の高い情報として整理する。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>157/200字</p>
<p>[7-2] 他の資金分配団体やJANPIAとの知見の共有・交換 不登校に関する活動を行う他の資金分配団体やJANPIAに対し、適宜、本事業で得られた知見を共有し、他地域や全国での活動に資するとともに、国の政策への反映を図る。また、他の資金分配団体やJANPIAから得た知見を本事業に活かす。</p>	<p>初年度から全事業期間</p>	<p>144/200字</p>

V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>本事業では、不登校の家庭に伴走する活動現場で出会う地域の人々に対して趣旨を伝え、認知と関係づくりを図る草の根の広報活動を基盤とする。 また、家庭や学校以外とのつながりが希薄な家庭に向けては、ウェブサイトや各種SNS等のオンライン・コミュニケーションを活用する。実行団体の広報活動にも資金分配団体がハンズオンで支援する。 各年度ごとに成果報告会を実施し、行政関係者や民間公益資金関係者への浸透も図る。</p>	<p>199/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>伴走者ネットワークの形成について知見を有するNPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡に対し、視察研修の受け入れ、定期的な現地訪問および助言を依頼する。また県内各地の中間支援組織や社会福祉協議会等とも連携し、実行団体のネットワークの拡充を図る。子どもと保護者へのアプローチ手法については、経験豊富な実践者や専門家等とも協働し、継続的に改善を行う。行政への政策提言や事業評価においても専門家の協力を得る。</p>	<p>200/200字</p>

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>本事業で形成される支援対象家庭と伴走者の関係、ならびに伴走者間のネットワークは、事業終了後も長期的に継続し、たとえ資金が途絶えても自律的に継続し発展していくことを想定している。ただし、事業終了後はネットワークの拡大速度が低下することが予測されるため、継続的な資金調達仕組みを確立することが重要である。</p> <p>そのための主な方策として</p> <p>①滋賀県における不登校施策や子育て支援への制度的位置づけを図り、県の委託事業としての受託をめざすこと</p> <p>②寄付や新たに創設される公益信託制度などを活用し、民間公益資金を調達するスキームを形成すること</p> <p>の二点を掲げる。</p> <p>これらを実現するため、事業初年度から課題と成果の可視化と情報発信を行い、行政および民間双方の関係者との情報共有を重ねながら、政策立案および資金スキームの構築を継続的に推進する。民間公益資金の活用に向け、仕組みづくりのための調査検討も実施する。</p>	395/400字
実行団体	<p>実行団体においても、形成されたネットワークは事業終了後も継続・拡充していくことを見込んでいる。しかし、事業終了後はネットワーク拡大の速度が低下することが予測されるため、資金分配団体と同様に、活動継続のための資金調達の仕組みを確立することが重要となる。</p> <p>主な方策としては、</p> <p>①資金分配団体と連携して滋賀県の制度的枠組みへの位置づけや、各市町単位での委託事業化を目指すなど、公共政策化を進めること</p> <p>②寄付や公益信託制度を活用し、民間公益資金を活用すること</p> <p>③実行団体の活動内容によっては、保護者の就労先や子どもの就労体験の場としても機能する収益事業の実施を検討すること</p> <p>の三点を掲げる。</p> <p>これらを実現するため、事業初年度から課題と成果の可視化を行い、関係機関への情報発信や対話を重ねていく。</p>	343/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	74/800字
<p>休眠預金活用事業2022年度通常枠の根・地域ブロック「あらゆる子どもの育ちを保障する地域総動」（公益財団法人東近江三方よし基金とのコンソーシアム）</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	731/800字
<p>休眠預金活用事業2022年度通常枠・草の根・地域ブロック「あらゆる子どもの育ちを保障する地域総動」において、6つの実行団体に対する伴走支援を実施している。学校に行きづらさを抱える子どもと家族を支えられる地域づくりを目指し、フリースクールなどの基盤整備を支援すると共に、近隣住民や学校・行政の理解と協力の推進を図っている。</p> <p>●調査研究</p> <p>評価チームの3名の研究者（西垣順子・武井哲郎・伊田勝憲）との研究会を重ね、書籍『地域がつくる子どもの居場所—不登校になっても孤立しないまちづくり—』も刊行して、事業の成果と課題を体系的に明らかにした。また「学校に行きづらい子どもたちを支援する民間団体（フリースクール等）の役割に関するアンケート調査」を実施し、フリースクール等の活動が子どもと保護者にもたらす変化の把握に取り組んでいる。</p> <p>●連携・マッチング</p> <p>滋賀県フリースクール等連絡協議会が主催するシンポジウムへの企画参画や、各実行団体との円卓会議・シンポジウムの共同開催など、現場に寄り添った伴走支援を実施してきた。また、滋賀グリーン活動ネットワークを通じて、企業と実行団体とのマッチングも実施した。</p> <p>●伴走支援・事業事例</p> <p>伴走支援を通じて行政や専門家との対話・連携を重ねるとともに、音声配信「学校行かないカモラジオ」を企画・制作し、実行団体の現場や子ども・保護者の声を社会に伝える取り組みも展開した。</p> <p>これらの活動を通じ、教育機関や行政機関（滋賀県、彦根市、日野町、竜王町、栗東市等）、関連領域の実践者（フリースクール、親の会、地域の居場所等）、専門家（スクールソーシャルワーカー、医師、研究者等）をはじめ、多様な立場の県内のキーパーソンとの顔の見える関係を構築してきた。</p>	

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4 団体	
(2)実行団体のイメージ	不登校の児童生徒とその保護者に対し、当事者の主体性を尊重し、伴走型の援助を行う団体（親の会、子ども食堂、居場所、フリースクール等）を想定。特に、草の根の相互扶助のネットワークを地域の共通資産として形成することに意義を見出し、地域の多様な関係者や機関と積極的に連携できることを重視する。当事者と地域社会の双方にとっての最善を目指す公益性を有し、適切な事務処理体制と実行能力を備えていることも要件とする。	200/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2,000万円（想定する内訳 有償伴走者および事務職員の人件費 1,500万円 研修費・旅費 100万円 情報発信・イベント開催費 100万円 備品・消耗品費 150万円 家賃・事務所経費 150万円）	102/200字
(4)案件発掘の工夫	2022年度事業を通じて、親の会、居場所、フリースクール、子ども食堂などの活動者や、行政関係者や専門家など、多様な立場の県内キーパーソンと顔の見える関係を構築してきた。これにより、各地域の不登校をめぐる現状や主要な団体の活動を把握しており、公募開始後には速やかに関係者への周知が可能である。現時点で、本事業の実行団体となり得る団体が採択予定団体数を上回って存在していることも確認している。	194/200字

Ⅸ.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部3名、外部3名 ・マネジメント体制・・・事業統括 兼 PO主任1名（経験者）、事業副統括 1名（経験者） ・経理体制・・・経理主担 1名（経験者）、PO主任による確認 ・PO体制・・・PO主担 1名（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算） PO副主任 1名（PO業務の補佐事務、情報発信） PO協力員 3名（各地域の実行団体の伴走支援の補助）※外部委託 ・アドバイザー・・・XXXXXXXXXX氏、XXXXXXXXXX氏 ・評価体制・・・XXXXXXXXXX氏を含む3名の学術経験者で評価チームを形成（2022年度事業と同様） 				309/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	2名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンプライアンス規定に基づき、担当理事・委員会・統括部門を設け、法令や内部規程の遵守を徹底する。違反行為の報告・調査・是正命令・再発防止策を体系的に実施し、通報者の保護と職員研修により公正な運営を確保する。また、利益相反防止規程により、役職員は兼職や利害関係のある行為を事前・定期に申告し、理事会の協議に基づき必要な是正措置を受ける。これらの体制により、不正行為や利益相反を未然に防ぐ。				193/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	不登校で孤立する家庭への「支援の空白地帯」を埋める相互扶助の地域をつくる
団体名:	特定非営利活動法人 碧いびわ湖
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第25条1項
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第26条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第25条2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第26条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第24条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第29条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第31条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第30条4項
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条3項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第14条4項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第34条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第35条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第34条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第35条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第33条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第37条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第39条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第38条4項
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3条～第8条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3条～第14条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規定	第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規定	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第12条～第15条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員利益相反防止に関する規定	第4条、別紙
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止に関する規定	第4条3項、別紙④
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止に関する規定	第5条、第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第4条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第6条5項
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規定	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規定	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第7条～第9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2条～第13条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第5条～第13条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第6条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第11条～第24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第3条、第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第16条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第8条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第17条、第20条、第21条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第35条～第39条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規定	第40条～第41条

特定非営利活動法人 碧いびわ湖 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人碧いびわ湖という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県近江八幡市安土町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、びわ湖のせっけん運動を受け継ぎ、人びとが力をあわせ、「安心を実感できる暮らし」と「持続可能な社会」、「命あふれる琵琶湖」を取り戻し、子どもの未来へ手渡すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (6) 環境の保全を図る活動
 - (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (8) 国際協力の活動
 - (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (10) 子どもの健全育成を図る活動
 - (11) 経済活動の活性化を図る活動
 - (12) 消費者の保護を図る活動
 - (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 人びとが助け合い、共に行動する地域づくり事業
- (2) 暮らしを共につくる共同購入事業
- (3) 廃食油や牛乳パックをはじめとする資源リサイクル事業
- (4) 地域に根ざした暮らしの基盤となる住まいづくり事業
- (5) 暮らし・社会・環境についての調査研究・政策提言事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以

下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会し、自ら運営と活動に携わる個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、会費や寄付等で支援する個人及び団体
 - (3) 特別・名誉会員 この法人に功労のあった個人及び団体
 - (4) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 納入すべき会費を継続して2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を専務理事、1人以上2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない

3 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、専務理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、または代表理事に対して意見を述べる。

4 顧問は理事会に出席して意見を述べるができるが、議決権は有しない。

5 前4項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 解散時の残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、運営会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号、第 51 条、第 52 条第 2 項及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の追加及び修正並びに活動予算の補正

- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押

印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した運営会員の過半数の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と目的を類する特定非営利活動法人のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において総会に出席した運営会員の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを

定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事（兼専務理事）	村上悟
常務理事	根木山恒平
理事	浅野博子
同	伊妻三恵子
同	宇川加代子
同	尾本正和
同	岸田こと
同	辻貴史
同	富岡尚子
同	中野和子
同	前田清子
同	水田博之
同	山本正行
同	横井昭次
監事	奥野哲士
同	藤井絢子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2011年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2010年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 運営会員 ・入会金／0円 ・年会費／1口：1,000円
 - (2) 賛助会員 ・入会金／0円 ・年会費／1口：5,000円
 - (3) 特別・名誉会員 入会金及び会費を特に定めない。
 - (4) その他の会員 別途、規則において定める。
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦3番地に置く。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（2013年10月9日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（2018年5月27日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（2021年9月8日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（2022年7月13日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、（2025年6月7日）から施行する。